

《研究》

近世日本における「国益」思想の成立とその展開過程

——日本型経営理念史の資料として——

藤田貞一郎

目次

- 一 問題の所在
- 二 「国益」と国産物自給自足思想
- 三 儒教からの乖離
- 四 商人の社会的格付け
- 五 在町の発展
- 六 外国貿易の開始
- 七 機械の導入
- 八 渋沢栄一の「国益」観
- 九 むすび

一、問題の所在

「経営理念史の課題——その新しい展開を求めて——」と題する問題提起に答えて、私がここに提供できるものは一体何であろうか。私はかつて近世日本における「国益」思想に興味を覚えて『近世経済思想の研究——「国益」思想と幕藩体制——』（一九六六年・吉川弘文館）なる一本を上梓したことがある。しかし、その書名が示すように、「国益」思想を経済思想史の観点から整理・把握しようとするのが、その問題関心であった。すなわち、シムムペーター流に言えば「一般に経済問題に関する、とくに一定の時と所において公衆の心に浮び上っているような、経済問題についての公共政策に関する一切の意見と願望の総称にほかならない」という意味での経済思想として、これをとらえた。だが、最近、これまたシムペーターのことばを借りれば、「経済分析の歴史とは、経済現象を理解するために人間が試みてきた知的努力の歴史を意味する。あるいは同じことに帰着するが、経済思想の分析的ないし科学的側面の歴史を意味する」という観点から、「国益」思想を整理・把握することに焦点を合わせて来ている³。

とはいうものの、前著において私が「国益」思想を経済思想史の研究対象としてこれをとらえたことも事実である。そこでは、ウェーバーの『プロテスタンティズムの倫理と資本主義の精神』での議論をも念頭にしながら、資本主義以前の人々にとっては倫理上非難され軽蔑されるべき反道徳な——対内倫理の埒外、すなわち対外倫理の世界に属する——ものでしかなかった営利獲得を自己目的とする行為が、近代資本主義においては人間に義務づけられた使命たる職業という道徳の節疇にまで高められるという歴史過程⁴が日本においても、もし認められるとするな

らばそれはどういう歴史の文脈においてであったか、ということをも知ろうとしたのであった。

それはさて置き、経営理念の国際比較を論じるに際して中川敬一郎は経営理念の意味について左のように論じている。⁵⁾

経営理念とは経営者自身によって公表された企業経営の目的およびその指導原理である。ただし、ここでいう指導原理とは企業の対外関係についてのそれであり、すなわち企業が全体社会の中のどのようなところに位置し、またそれとどのような関係に立つべきものであるかという問題に関するものである。ところで、かかる経営理念を研究するに当っては、経営理念を規定すると思われる諸要因との関係において、これを考察することが必要である。

ここでいう諸要因とは、(1)それぞれの社会に固有な思考・行動様式(いまこれを「文化構造」と名付ける)、(2)それぞれの社会の工業化の経済的過程の歴史的特質、および(3)企業の組織的・制度的側面、以上三つである。

右にみた中川論文の経営理念の定義とその研究方法に従えば、「経営理念史の課題——その新しい展開を求めて——」と題する問題提起に答えて、ここに「近世日本における「国益」思想の成立とその展開過程」という表題で、前著でとりあげた史実の再整理を兼ねて、一編の報告を試みることは、あなたがち無駄な所業ではないかも知れない。中川敬一郎は、前掲論文で経営理念と文化構造について、こうも云っている。

経営理念の基底にあつて、そのあり方を最も強く規定しているのはまさにそうした文化の潜在的側面、すなわちそれぞれの社会に固有な「生活目的」や「価値体系」や「行為の形式」など、要するに各社会特有の思考・行動様式いいかえれば「文化構造」にほかならない(一四二頁)。

こうした文化構造を背景に成立する日本の経営理念をあらわすことばに、中川が遅んだのが「国事」である。これは次のような文脈で使用される。

明治維新以後相ついで建設された諸工場の経営は、当時の日本国民によって「士農工商」の「工」と同じものとはけつして意識されなかつたであろうし、ましてそれは本来「商」ではなかつた。それらはすべて欧米諸国から移植された洋式工業であり、在米産業の「工」とは連続性をもたないまったく別箇の事業であつた。しいて徳川時代にその前身を求めるならば、それはむしろ先進諸藩が建設し経営した藩営工場に見いださるべきものである。すなわち、幕末それら藩営工場の経営に参加した諸藩の武士層にとって、その工場経営はけつして個人の生業としての「工商」ではなく、むしろそれは誇るべき一種の「国事」であつた。また、そうした経験があり、意識があつたればこそ、維新後も旧武士階級はためらうことなく近代産業の経営に乗り出したのであり、逆にそのこと、すなわち、近代工場は社会のエリート層である士族が創設し経営したものであるということ、産業企業経営の「社会的格付け」は当初からむしろきわめて高かつたといつてよいであろう。……

(中略) ……明治期の日本に建設された工場の多くは、伝統社会には存在しなかつた舶来商品の生産に従事するものであり、また国家必須の重要物資を生産する幕・藩営工場の後身であつた。そしてこうした「国事」としての企業経営の意識は、けつして日本の工業化の初期の、すなわち明治期のみ企業意識であつたのではなく、今日においても、日本の財界指導者の意識の中には、伝統的にこの「国事」としての企業経営の意識がきわめて強い(一五八、五九頁)。

要するに、中川は幕末以来の日本特有の企業経営意識と思われるものを表現することばとして「国事」なることばを使っている。もつとも、この「国事」は歴史上、現実で使用されたことばあるいは概念から抽出された、分析概念として据えられているわけではなさそうである。

中川の用語法とは少しちがうが、日本型経営の源流を明らかにするという問題意識に立ち、経営ナシヨナリズム

の経営理念を研究しているのが森川英正である。森川が使う用語は「国益」である。これは左のような文脈で使用される。⁶

明治以来の日本の経営者の著作・伝記や会社史など、日本経営史の資料として役だつような文献を当たつていくと、だれもが感じるのが多くの経営者たちの強烈な国家意識である。企業経営活動の中で国益を追求し、企業目的と国家目的を合致させようとつとめるかれらのひたむきな姿勢である。日本の経営者たちが追求した国益とは、一口にいって富国強兵であった。それは、明治維新以来の日本が掲げ続けた最高の国家目標であった。近代日本の経営者たちは、富国強兵を念願し、そのために、日本の国内にまだ存在しない新しい産業を起して輸入を減らそうとした。……(中略)……富国強兵の国家目標のうち、富国は、さしあたり「産業自立」という形で追求された(一〇二頁)。

要するに、森川は「家業」から「国益」へというキャッチ・フレーズを使うことからわかるように、経営ナシヨナリズムの経営理念を指示す基本概念として「国益」を措定する。しかし、該書を一読すればわかるように、森川には、史料にあらわれる「国益」なることばに対する関心はない。したがって、史料の上での「国益」の用語法の分析をすることもない。ただ、該書執筆当時の世相の影響を受けて、明治以来の経営者にみられる強烈な国家意識を、その内容とする基本概念をあらわすことばとして「国益」をえらんだと思われる。

ここで少しこれまでの議論を整理しながら前に進むことにしよう。

経営理念という、いわば人間の主観的な観念のあり方が、企業経営や国民経済のあり方に一定の影響を与えると考える——理念を全くの独立変数と見ることが出来るかどうかについては、勿論、有力な異論がある。としても、理念が経済的利害状況に対しては、従属的屬性をもつと同時に、他面創造的要素を有すると想定しなければ、中川

も前掲論文でいうように、そもそも経営理念について研究することは意味のない試みということになる。そうした経営理念の根底にあるものとして注目を要するのが、それぞれの社会に固有な「生活目的」や「価値体系」や「行為の形式」——中川のこの表現は、左にみる大塚のいうエートスの説明の仕方とその語順といい表現といい極めて類似したものをうかがわせる。中川の文化構造はエートスとはほぼ同じものを目していると思えてならない——などの、いわゆる「文化構造」である。

とすると、ここで想い起されるのが、ウエーバーのいう「エートス」である。エートスとはいいかえると「心的態度」であり、「倫理的態度」であり、「生活の仕方」であるという。大塚久雄は解説でいう。

「倫理」という語がすぐれて規範を意味し、教義と関連せしめられているのに対して、「エートス」という語の概念構成においては、そのような「倫理」が、たとえばさきに見た営利欲の場合などと同じように、人々のうちにやどり、彼らを内側から一定の方向に押しうごかしていくところのいわば現実の起動力としてとらえられている。「倫理的性格」とか「倫理的雰囲気」と訳されるのもそのためであろう。こうして歴史上或る特定の「エートス」の担い手たちは、その環境にたいして、いわば自分の血となり肉となつている「倫理」の特質にしたがつて特定の反応或いは作用の仕方を示すことになるのであり、その意味で「エートス」は「人間」とも「心的態度」とも云いかえることができる。しかし、それは単に受動的な「心的態度」に止まるのではなく、そこには人類の歴史に対する或る能動的なもの、ウエーバー的に表現すれば「構成的」(konstitutiv)に作用するところの要因をも含んでいる。

そうして、「プロテスタンティズムの倫理」は、その固有な——右にいうところの——「エートス」を遺産としてこのすことによつて「資本主義の精神」の形成に決定的な役割をはたしたという。ここに「資本主義の精神」と

は、「正当な利潤を使命(すなわち職業)として、組織的且つ合理的に追求するという精神的態度」あるいはまた、「利潤の追求(金もうけ)が一の自己目的となっていて、何のため——例へば贅沢のためとか——子孫に遺すためとか——というのではなく、ただ貨幣のために貨幣を追求する、而もそれが倫理的にみて善きことと考へられ、日常生活を専らその目的のために合理化し組織する精神」であるとされる。

いうまでもないことながら、日本は西欧とはその宗教を異にする。したがって、プロテスタンティズムの倫理を求めてみたところであらう筈がない。資本主義の精神と特定の宗教の理念の体系との主要な結節点として、「使命としての職業」という概念を置き、それら宗教的理念の全体系が大衆の宗教的利害関心との関連でもっている構造、すなわちそれら兩者の間の選択的親和関係を究明するという、ウェーバーの方法¹⁰をそのまま借用することは余り意味がない。とはいふものの、明治維新後の日本が西欧とほぼひとしく資本主義社会であることは否定できない事実であろう。となると、日本の資本主義社会における資本主義の精神の形成はいかなる過程を通して行われたのか。そのエートスあるいは文化構造は一体いかなるものであるかが問われねばならないことになる。

中川は「国事としての企業経営の意識」といい、森川は「国益志向的経営理念」というが、それらは先にも述べたように——「国事」というも「国益」というも——明治期以前の史実を十分に念頭においていつているものではないように思われる。経営史研究のひとつ試みとして、近世における「国益」思想の成立と展開過程を論じること、もし何らかの意義があるとすれば、この一点にのみ係るといえる。

そこで、以下具体的な史実の叙述に移ることにするが、その前にひとつ頭に入れておきたい発言がある。西アフリカのモシ族の社会史を研究している川田順造¹¹のことばである。

「伝統的」社会を、固定不変のものとしてでなく、歴史の相でとらえ、その生成を理解するためにも、まず、

植民地化がひきおこしたゆがみを見定めながら、現地社会がもっている概念や用語を、制度の比較とあわせていねいに検討してゆくことが必要であろう(一四九頁)。

フランスの植民地体制のもとにおかれたモン族とちがって、日本は植民地化を免がれたにしても、日本社会を固定不変のものとしてではなく、歴史の相とらえ、その生成を理解するためには、近世日本の概念や用語をそれ自体に即していねいに検討することが、たしかに必要であろう。

分析概念の個別性と普遍性の関係は、異文化間の比較の視野を多少とももつ学問のすべてに共通する問題である。ある社会の成員のもつ概念を無視した分析概念を、外からあてはめれば、対象をゆがめてとらえる危険が大きいし、逆に、その社会の成員の概念のなかに無限におりてゆけば、現実をいねいになぞることはできても、その結果は、個別的記述にとどまり、比較の可能性を閉ざしてしまうことになるだろう(一五七〜五八頁)。

右に引用した川田の発言を念頭にした上で、考察をすすめよう。米納年貢にもとづく石高制、兵農分離・商農分離制、鎮国制、三都中央市場の存在をその特徴とする近世社会⇨幕藩体制社会において「国益」という用語がいつ登場し、それは以後どのような概念のもとに使われたか。一方に普遍的概念として「資本主義の精神」すなわち「正当な利潤を使命(すなわち職業)」として組織的且つ合理的に追求するという精神的態度」を見据えつつ、それを歴史の相で整理把握してみることにしよう。

二、「国益」と国産物自給自足の思想

「国益」ということばは、宝曆〜天明期(一七五一〜八八)に、藩経済の自立化政策——幕府の直轄下にある江戸

・大阪・京都といった三都のいわゆる中央市場への依存からの離脱——、国産物自給自足の思想の中に成立する。¹²
 明和四・五年（一七六七・六八）頃に記されたと推定される佐賀藩士の『御仕組八箇条』は左のように記す。

大坂御廻米被相止於御国許御買セ被成、御上下御為宜被成様ハ有御座間敷哉之事

御城下町諸商売并諸細工人漸々致繁昌御上下之御用物等御国産ニ而相整候事

年貢米の大阪廻米をとりやめて、国内で販売したい。そうして他所商人の招来も考えて、藩国繁栄策を考えた。中央市場としての上り、大阪依存を否定するのは、米の売買のみに限られない。手工業製品についても、また諸商品についてもまた同様である。手工業製品のうち指導者が必要なものは——絹紬などはその例であるが——、上りより指導者を呼寄せて、他国より買入れず国産で間に合わしたい。

国産物自給思想は何も佐賀藩のみに限られない。仙台藩士玉虫十蔵は、天明四年（一七八四）藩主に呈出した意見書『仁政篇』でこう述べる。

近來江戸大坂河岸前御趣法行違之筋有之、直段も格別引下り品位も下り候趣略承及申候、仍此度御趣法被相改、江戸大坂諸国に而御用穀御扶持方之外御払穀被相廻候儀一切被相扣、御分領中之米其村々御蔵場江御取立被成置、時^相惣場を以村其所被相払候はは可然奉存候

年貢米販売における中央市場否定策がここでもみられる。とりわけここでは、明確にその理由が、江戸・大阪における米穀値段の低下に求められている。また、諸産物自給についても、『仁政篇』は「万物御国産を以間に合」すことを求め、それが「御国」を豊かにするもたどという。

享保期（一七二六〜三五）に発現する中央市場における米価の相対的低落と諸商品価格の相対的高騰が、藩経済における国産物自給自足の思想を生み出している。

国産物自給思想は米沢藩の莅戸太華の『太華翁建議』、また一ノ関藩の侍医建部清庵の宝暦五年（一七五五）の著とされる『民間備荒録』にもみられる。米沢藩家老竹俣当綱が宝暦と天明期に執筆したと思われる『立政録』はいう。

当地より御国産を生じたるべき事は他国より諸品を求めず御国内切にて事足る様に取計ひ候時は一国中之財を
とどめて他領へ出ざる節はおのずから富国の道なるべし

以上のような国産物自給論を經過して、領外よりの「国益」獲得を構想するに至ったのが、林子平である。林子平の三次にわたる上書は、思想的成長過程も示し興味深い。

明和二年（一七六五）の『第一上書』では、江戸屋敷での必要品はすべて国産物でまかなうことを提案する。

江戸にて諸色御用町人共へ被仰付候事、甚不儉約成事にて御座候、此以後は御台所物杯は勿論、呉服物、桐油類迄も御国物を可被相用候

ついで、天明元年（一七八二）の『第二上書』では、国産物の多いことが「国の益」であるとした上で、桑・はぜ・楮、その他膳碗・磁器・傘など様々な手工業製品についての国産化の進展を期待する。

とかく土産の多きは国の益なり、土産のなきは国の損にて御座候、其品は土産を取て他国へ廻し候時は、他国の金銀手前へ入申候、又諸物を他国より買入候時は、手前の金銀皆他国へぬけ出申候

しかし、それは米納年貢制の根幹を揺るがせるものであつてはならないし、またまず国用をみたすことが眼目である。

右三種（桑・はぜ・楮……注）の植方は初より段々申上候如く、決して良田を費さず、良夫の力を用ず候て、捨り地と婦女子等の力にて如此大仕懸に仕り候が、産物を仕立候大主意に御座候

さらに、またいう。

是等の雜物(膳碗・磁器・傘など……注)御国細工にて御國中へ行渡り、猶余り候はば他所出し可被仰付候ところで、天明五年の『第三上書』では、今迄の上書とはことなり、そうした国産物が、今度は、江戸でも売りに出されることが期待されるに至る。林子平は、国産物自給論を通過して、金・銀・「国益」の蓄積を期待するにいたる。

此数々の産物又は細工物等を楮幣を以て不残御買上被成置、扱仙台屋と申候大店を江戸の真中に建候て、御国産の品を一粒も不残右の仙台屋にて売弘めさせ

と、した上で、『第三上書』は、左の文言でしめくられる。

右楮幣と御国産と仕手、脇と相成候て、御国益を可仕存寄の大略にて御座候

盛岡の城下町商人大河内貞が寛政十二年(一八〇〇)に著わした『采氏弗貝』^(たとえば)は、商人の立場からの国産物生産推進論であり、他領商人の「自由を留」め、藩領商人の発展を策す議論である。¹³ 国産物自給論が藩土にのみとどまらないことを示している。

他国より入過候商人の自由を差留候計りの御仕法御立可被仰付候、他領商人在々江入込不申御領分の商人へ御城下へ出入繁く、御城下の潤にも相成申候

こうした議論は、宝暦と天明期以前ではなか／＼考えられなかったことなのである。敵原藩の陶山鈍翁が正徳二年(一七一二)に著わした『口上覚書』は、国に上中下の区別がありその分限を守ることを説いている。

下国の百姓は下国の分限を守り候て、外より来り候利益を頼み不申……(中略)……米飯を食し得不申候段は上国の百姓に劣り候ても、食用相足り其生を遂げ候段は、上国の百姓にも相替り候儀無之

と、富有の道にも分限を置くのである。また、松山藩の大月履齋の『燕居偶筆』——彼は享保十九年（一七三四）に六一才で死亡——は、左のように述べている。

他国の金銭吸取はかりごとはいかなることぞや、隣国は互に申合てよき様にこそすべきに

太宰春台は荻生徂徠の後継者であり、享保期から延享期（一七一六～四七）にかけて『経済録』と『経済録拾遺』を著わして思想史上にも著名であるが、春台は一定の土地における有物・無物の存在を地理上の次元においてとらえ、超歴史的な現象として固定させている。その上での有無交易論であり、そこには国産物自給論は全くみられないといつてよい。

三、儒教からの乖離

幕府の支配する中央市場の優位を否定した国産物自給論の上に成立する「国益」思想は、幕藩制社会における正統的思想とは相入れないものを含まざるを得ない。仁義よりも経済を優先する考え方が強く押し出される。儒教からの乖離である。

竹溪叟が文化六年（一八〇九）に著わした『柿木談』は、この点を明示するものとして重要である。竹溪叟には西洋の知識もすでに入っていたのであろうか。次のようにいう。

すでに西土の書にも、財は国の命なりと云へり、凡政を行ふは先富国強民を先にすべし、賞罰を行ひ人事を正すは、国を富し民を強くせむが為なり、近き世に資財の出入の事を司る人を勝手懸りと云て、政事の外の事と思へり、是国を貧しく家乏しくなる濫觴なるべし

つまり、富国強民がまづ何よりも重んじられなければならない。勝手掛りのことをないがしろにしてはならない。賞罰を行うのも、富国のためなのであるという。したがって、儒者の考え方に従うわけにいかないということになる。

法術を賤しめ仁義を尊ぶは儒者と称するものの常の詞なり、仁義もつて天下を治むは実に能かるべけれども、其仁義の初めと聞ゆる周の世すら末に至りては治め難し、斉の桓公よく管仲が法を用ひて諸侯に覇たり、猥りに法をいやしむるは、却て経済の道を悟らざる成べし

竹溪叟は法は仁義に先んずるとし、法を尊ぶことによつて経済の道がわかるのであるという。もつとも、ここでいう法とは、水林彪らがいう「近世の法とは法式、法度のことであり、もつぱら人民を統制するための権力の命令¹⁴」と解するにとどまることを許さないものがあると思われる。左のように主張しているからである。

当世の人国益と称するは、唯上に利ある事を勤んとす、頗誤れりとやいはん、抑国を富せんとならば、先民を豊にならしめんにはくはなし

「民を豊」にすることが「国を富」すものであるという考え方が、このころの「国益」思想にみられることに十分留意しておきたい。後にも述べるように、渋沢栄一にあっては「国益」は国家的事業のかかわりでしか考えられなくなるのであるが。

さて、本来、大名領主権力は、米納年貢を主とする生産物地代にその経済的存立基盤の基軸を求めていた。そうして、そうした生産物地代を負担する封建小農に対しては、その再生産に必要な限りでの交換・売買行為を、領主が統制している特定の市で領主統制のもとで行なわしめたのであった。領主の統制外での、百姓間の自由な交換・売買行為は認めなかつたのである。ところが、宝暦く天明期になると農民的商品流通の現実をできるだけ認めてい

こうとするようになって来る。そこに、その現実立って百姓から年貢の他に運上銀を取立てることを考えるにいたる。これは権力にとつては王道よりの逸脱であるが、「国益」は年貢のみならず運上銀収取体系をも含めて構想されざるを得ないのが「時勢時宜」というものであったのである。

宇和島藩士武田信温が文化十一年(一八一四)藩主にあて認めた『存慮書』はいう。

何分王道ともいふ辺事のミにて御積不相立候ニ付、考合候へハ和漢の異同土地の風俗時勢時宜と申事有之……(中略)……今国家の財用相逼迫し、一日もささへ難きニ至、徴少の歩一運上被仰付とも、夫程御不義として恥入候程之事ハ有之間敷、聖法ニこそ無之と奉存候とも、日本にてハ当時一統歩一運上と申事無之国々者稀ニ可有之

また、当時、宇和島藩郡奉行助役であつた小波軍平は同じく文化十一年に藩主に提出した『覚』で、運上銀体系を認めた上で「国益」を目標にして損益について農工商に教諭されたいと述べている。

下ノ八年貢運上差上、上ノ御撫育被成下候ニ、御仁恕ヲ以夫々の職分ニ応し御政教被成下候へハ、社農工商も夫々家業を相勸、御年貢運上ヲも差上銘々も渡世仕候……(中略)……并財用之損益を計、御国益相成候様、不益を禁有益を勸候様不被仰付候而ハ御国家ハ不相立義ニ奉存候付、乍愚意も左ニ損益之次第農工商へ御政教有御座度旨荒々申上候

小波軍平にあつては、右の引用史料からも明らかであるように、「国益」と仁政は別概念とは考えられていない。だが、左に示すように和歌山藩の藩營専売制の部局である御仕入方の文化年間の二通の『進達書』は「御救」と「国益」を明確に別概念としてとらえる。

御救御手当ては勿論、諸産物之交易御国益にも相成候処を目当てに仕、一同丹誠仕候(文化五年)

産物交易之儀手広取計、下々御救に相成候様橋本へ御仕入方取建、吉野郷材木仕入其外御救肥手之世話等、御代官内存之通手質又者肥し等貸渡遣候得共、御救にも相成其外他所へ国益を取られ候品にも相考、御国益御救に両全之業に相成候様取計可申心得に御座候(文化十年)

ここに「御救」とは、賢者たる君主が愚者たる人民を教え導き、生活を維持してつかわすという謂いである。『本佐録』はそうした考え方を美事に表現しているが、本稿では徳川幕府の侍講を勤めた室鳩巢の『不亡抄』を引用しておく。

貢は民の為也……(中略)……君臣を助ん為に万乗の位に昇る、唯民を利せんことを謀て、己を利せんことを不謀、是を以て己を利することなし……(中略)……第一農人は天地生植の財を掌りて、天下の衣食に勞するものなり、自飽までに食ひ暖に着べからず、是を以て天下の為に貢を治む、第二常人の情豊年には凶年を不思、秋実には春耕を不思、五穀を放にし綿布を私する時は、天下の凶年をすくふこと不免、是を以て天下の為に貢を治む

四、商人の社会的格付け

「国益」思想は、上に述べ来たったことからわかるように、一定の商品流通を容認し、かつそれを不可欠とする考えとして展開して来るから、商人に正の意味において一定の社会的格付けを与えるのであり、これを一義的に低く位置づけることはしない。

すでに一部引用した盛岡城下町商人大河内貞の『采氏弗貝』が著わされるのも当然である。『采氏弗貝』は四卷

からなり、それぞれ国・家・安・全の表題上の類別がついている。四巻の表題の字句を合すれば「国家安全」となる。いうまでもなく、この場合の「国家」は盛岡藩であり、「安全」は盛岡藩の安全である。城下町商人の発展が藩経済の発展につながるると大河内貞は堂々と自己主張するのである。

和歌山藩儒者の仁井田好古も天保七年（一八三六）の『富国存念書』で、城下町を商品流通の中心とすることを通して富国政策を構想すべきだとする。

御城下在中其主と仕候処、両様に相成、在中は貨財を生ずるを主と仕、御城下は百貨輻湊する処にして、これを國中に融通し、又他国に交易するを主と可仕儀と奉存候、御城下繁昌して、百貨國中に融通仕候へば、山中僻遠の地までも其余沢及び候て、自然と暮し易く、御城下在中相持に相成候儀、富国の御政と奉存候

五島藩の五十石取武士藤原友衛の天保四年（一八三三）の書『勸業余録』¹⁵は、「武家」・「農民」・「浜百姓」・「籠百姓」・「工」・「商売方」の「家業」から五島藩社会の経済的構成が出来上がっていると認識し、「商売方ハ市中持前ノ家業」であり、これらの「商売方」は商人が「諸品安直ニ買入レ不支ヤウニ貯置キ売買正直ノ利潤ヲ取渡世」するのがあるべき姿であるとし、城下町については左のように記述する。

市中エ大商売ヲスル家々相立度候、花麗高上ノ呉服店菓子屋ノ類ニテハナシ、重ハ当用ノ品他領ヨリ買入ノ分
成丈御地ニテ出来濟候エハ御国益ニテ候、猶他処分ノ品々御領内ニテ出来積出候ヤウニ有之ハ別シテ御国益ニ
テ候

商人が他国との商品取引において、国家にとり欠くべからざるものであるとの考えを明確にし、その定義を下しているのが、柳河藩士三善庸礼が天保十三年（一八四二）にあらわした『御国家損益本論』である。

商人ハ交易売買ヲ業トシテ利潤ヲ得、国益ヲ専トシ家業ヲ守テ商ヲスル者ヲ云ナリ、又町人トモ云、市町ニ住

シテ商売ヲ家業トシ家富榮ルニ及テハ公ノ御用ヲ勤メ市中ノ貧究ナル者ニハ助力ヲ加ヘ国用ヲ達シ、又自國ノ産物ヲ集テ他邦ヘ出シ、他邦ノ産物ノ自國ノ用ヲナスベキ品ヲ買取テ自國ノ用ニ備ヘ互ニ交易売買ヲナシ、又金銀米穀ノ借買ヲナシ利潤ヲ得ルヲ以テ町人商人ノ業トスルナリ

和歌山藩の銀札方の藩士森部市之丞が文久元年ないし二年(一八六一・六二)に認めたと思われる『御家中勝手賄商人を廢し勝手取締方建議』も、同様な考え方を示している。

元來町人共は諸産物手広に他邦へも致取計、右利潤を以て渡世にいたし、質素に相暮し得意先等へは随分礼儀を相尽し尊敬第一に心掛申管之処、……(中略)……全く御家中賄等にて乍居ケ成渡世出来候付、産物仕出等手広に骨折不申、他所を相手にいたし利徳無量事を不存、却て御家中の風を見習ひ不相応の奢移に至り如何にも不束の儀と奉存候付、右賄渡世相止候はは自然他所掛引等実の爲方にも相成、往々全御国益相増可申と奉存候他國との商品取引を通して「国益」を追求するという考えは、全国の商品流通の中継地構想にも拡大適用される。天保十三年(一八四二)の紀州加太浦諸国産物交易会所一件¹⁶で、加太浦の住人太田弥藤次や利光平兵衛らの書残した史料に伺うことができる。たとえば弘化三年(一八四六)の『御約定一札之事』をみると、左のごとくである。

於当浦為御国益年来心掛諸国産物交易御用所御許容被為在度取扱罷在候処、去ル已(弘化二年のこと……注)

幕諸国廻船諸荷物揚置御場所願之通御許容被成下置候段相違無御座候事

さて、すでに述べたように「国益」ということは、宝暦と天明期の藩経済の国産物自給自足論のなかに登場して来るが、幕末になると、幕府側に立つた商品流通機構設定計画に際しても使われるようになる。高野寺領地主中橋嘉平治が御国益鉄座再興願に当つて安政五年(一八五八)に提出した『立法書』がその例である。

何卒御別格之御旨趣を以御府内并大坂鉄座眞鍮座再興被為仰付候ハハ、御国益広大ニ而諸山稼穡方之手行万端宜於座方も国々廻着之鉄類品位勝劣撰分山々箇数の多寡製方之真偽等逐条見究都合宜

五、在町の発展

農業の発展、農民的商品流通の展開は在町の成立と発展を結果する。ここに「国益」はひとり城下町のみならず在町をも含めた上での商品生産・商品流通の上に立つて構想され概念されることになる。和歌山藩御仕入方役人島田善次が万延二年（一八六一）に認めた『愚意存念書』¹⁷によくうかがわれる。

右御国産類在町勝手売御免、御国産を以テ国用ニ足らせ、過物者他所売、不足品者他所物買入等弁利都合を以程能御免被成遣候ハハ、多分品物を以交易ニも可相成、就而者御国内之金錢他国江不渡して他邦之財物求め得、御国中上下万民並繁栄之廉ニも可有御座奉存候

先に引用した同じ和歌山の仁井田が「城下」（＝都市）と「在中」（＝農村）の分離を所与として、都市による農村の掌握をその富国構想の基礎としているのに対して、嶋田は「在町」を基軸とした国産類の「勝手売」を構想しているのである。

右者御国中石焼陶器之最初ニ御座候而往々訖度御国益之一廉ニ而御座候

右のように、嶋田は和歌山藩内の諸産業・諸産物について種々と国産奨励の観点から考察するが、ここでの諸産業・諸産物把握が明治初期の和歌山県の産業構成とある程度一致することが注目される。

右之外御国内者山川海浜等之産業産物類数多有之候付、惣別御国産を以国用ニ足らせ余分者他所売等夫々時宜

ニ応し弁利を求メ売却被仰付候ハハ、其内交易ニ可成品ニも可有之、就而者御国内之金錢を他所江不渡して
他邦之産物を御国内ニ満し、自然国富民豊成之基とも奉存候事

嶋田は、領国内諸産業のそれなりのバランスのもとでの関連とその発展を構想し、「国富」の基底として諸産業従事者の労働に注目し、その上に立って領国内諸産業の保護主義をも主張する。近世日本の「国益」論がここまで到達していたことを見落すことは許されまい。

領国内商品流通の結節点として城下町に加えて在町を構想することは、先に引用した三善庸礼にもみられる。三善は、「御國中御境目御城下所々ニ市場ヲ作りテ商ヲ繁昌セシムル仕方」を述べ、領内で市場を立てるべき場所として、小保町・御城下井手橋勢溜・沖ノ端・瀬高兩庄の内・兼松町・原ノ町・三池町の七か所をあげている。

六、外国貿易の開始

幕末の開港は、外国貿易を視野に入れた「国益」概念を成立させる。和歌山藩御仕入方の長崎交易に関する慶応元年(一八六五)の「在々」(「農村」)に対する『触』にそれがうかがわれる。

蒸氣御船御買入ニ相成、明光丸と相唱、折々長崎表江宜御廻可相成筈ニ付、御国内必用之他他所へ積出候産物之内、長崎表へ相廻利益見込之品も有之候ハハ、右御船へ積入遣候付、荷主共乗組勝手売先引合候而可然、尤運送も早々雑事之憂も無之、就而者追々商売手広可相成、長崎之様子致会得候ハハ、是迄仕来候産物之外ニも勘弁出来候様可相成、当時諸物高直下々難渋之折柄、御国産増ニ相成候ハハ諸稼相増凌方之一助ニも可有之、且者御国益ニ可相成儀御座候、御世話振も有之事ニ付、其段被相心得望之者者不及遠慮御仕入方へ願出候様在

々江可被相達事

もとより、外国貿易が始まったからとて「国益」概念の領国内諸産業を包括する集計概念性は、なおまだ崩れていない。元治元年（一八六四）盛岡藩が御国益御用所を設置した時の『仰出』をみるとそれがわかる。

御国益御用所御取建被成旨被出

但諸御物産并諸運上、金銀山、鉄山、鉄鉱山、硝石製法方、御定例御買上大豆等取扱可申

御国益御用掛

御領分中新田開発諸木植立、惣テ御産物相増候様取扱可申事

御領分中諸産物三都并諸国箱館へ広ク交易イタシ、御領分中入用品諸品融通相成候様取扱可申事

七、機械の導入

明治と改まるころから機械制生産様式の導入が喫緊の課題となる。もと一橋家の家臣であった角田米三郎が明治二年（一八六九）に著わした『協救社衍義草稿』¹⁸は、このころ明治前期の「国益」概念を今に語る得難い史料である。

協救社は当時東京中六番町四十六番地に住居していた角田が「基立人」となって明治二年初秋にその設立が提唱され、明治三年から明治七年にわたって、豚の飼育を中心にして「国益」の追求を試み、東は仙台から西は肥後・薩摩にかけて活動した組織である。

協救社ヨリ豚策ヲ以テ年々基金立金百万両宛相納メ前書八条目ヲ開ク国益総論ノ事

第一寺院ヲ以テ小学校ニ当テ経国大本ノ一助タラシムベキ事

第二稚児院ヲ開テ人民繁育ノ法ヲ立ツベキ事

第三五畿七道宿駅助郷村々ノ困弊ヲ救フベキ事

第四三都五港間へ鉄道ヲ作り火輪車ノ来往ヲ開キ皇國中不足無キヤウ蒸氣器械ヲ充満セシメ舶来ノ諸物品ヲ製

造スル事

第五瘡病院ヲ開キ瘡毒ノ根ヲ絶ツベキ事

第六皇国内貧福平均富強充実ノ策ヲ開クベキ事

第七出家沙門ハ国家無用ノモノト称セリ自今国家ノ有用ニ供スル策ヲ開クベキ事

第八世界中ノ海港へ開舗シテ貿易ノ道ヲ拡充スベキ事

右の第四からは「国益」の内容が工業自立と解されていたこと、第七からは仏教寺院により生活をたてている僧侶などは「国益」を追求するに当っては無用の長物であるということ、第八からは外国貿易の発展を視野に入れた国益概念が読み取れる。第七にあらわれている「国益」論からする仏教否定論に対して、当時の仏教界が「仏教国益論」¹⁹を唱え、自らの弁護に大童となった史実は周知のところであろう。

徳川期大阪の十人両替商平野屋五兵衛の分家平野屋安兵衛こと百武安兵衛が近代日本最初の洋紙製造企業楮紙製造商社²⁰の設立を思い立った時、その念頭にあったのは機械による生産方式の採用が「国益」になるという構図であった。明治四年(一八七二)の『楮紙製造結社之義口上寛』にはこうある。

何機械を見ても一廉の国益と可相成と存候得共……(中略)……種々熟考仕候処楮紙製造の機械は国用第一之品……(中略)……外国人より機械舶来之節速に代金渡方不相成候ては御国体に相□り候事に付早々結社致不都合

無之御国益に相成様尽力可仕旨御懇に御仰付に付同盟商社を結び早々取掛申

いわゆる「加入」型共同企業として設立される楮紙製造商社の経営理念に「国益」がうたわれている。先の協賛社のそれと並んで企業経営理念としての「国益」という表現の最も初期のものに属するといつてよい。

八、渋沢栄一の「国益」観

明治五年（一八七二）、三野村利助・古河市兵衛の連名で大蔵省紙幣寮に抄紙会社創立願書が出される。

今般私同志協力別紙ノ通り抄紙会社相結西洋抄紙器械買入、右方法ヲ以テ抄紙場相設精良ノ紙品製造仕兼働ニ売捌御国益ノ一端ニモ仕要奉存候

百武安兵衛の楮紙製造商社といい、この抄紙会社——のちの王子製紙である——といい、いづれも工業自立・国産物自給自足という意味を内包する「国益」思想を行動の指針として行なわれたものであることがうかがわれる。

洋式製紙業は同じく明治期に移植・導入される他の工業部門に比べると比較的早期に、かつ単なる紙幣用紙の国内自給目的を越えた深い意図を籠めたものであったと判断できるだけに、「国益」ということばが、いづれの企業の創立に際しても、その趣意書にうたわれていることが注目される。

さて、渋沢栄一であるが、明治五年当時は官途についていたので民間事業には関係できなかった。抄紙会社創立に際しては、渋沢才三郎を代りに出したのはそのためである。のちの回想で彼みずから明らかにするように、抄紙会社設立に積極的であったのは、実は渋沢栄一そのひとであった。

渋沢も「国益」を唱えたことは明らかであるが、左に一部引用する、その論説『事業家と国家的観念』にみられ

るように、本稿で説明して来た「国益」思想を、「国家的事業」(＝企業)に限定してしまったことがその「国益」観の特徴であるように思われる。

一体世話に云ふ理窟と紐とは何処にでも附くものであるから国家的事業だ国益上の興業だと云へば、天下何事業として其の然らざるは無いといふことになる。……(中略)……国家社会と通有的関係ある事業の外は其の称呼を許さないのである。

渋沢栄一を評して、長幸男は、論語を読みかえた豪農だとし、賤民的な商業道を論語と武士道とによって改革し、実業家の品格を高め知識を進めようとしたという。²¹ また、中川敬一郎も賤商思想に対するレジスタンスのチャンピオンであったとする。²² その評価は果して正確であろうか。

すでに明らかにしたごとく、近世中期に成立する「国益」思想は儒教からの乖離を遂げ、商人わけでも対外取引にたづさわるそれを経済社会に不可欠な役割を演ずる有用なものとして理解するところまで到達していたのである。この史実認識に誤りがないとすれば、両氏の評価の仕方は、史実の十分な吸収と理解を欠いた、渋沢に対する心情的傾倒と考えざるを得ない。渋沢がわざわざ論語を読みかえ商業道の評価を改めさせる努力を続けているのを見た当時の人のうちには、「渋沢は生真面目すぎる」という目で、これを眺める人々が居たと思われるのではない。論語の読みかえが人々に受け入れられたのも、もはや「国益」は儒教道徳とは別の所に位置するという考え方が人々の間に定着していたからではなからうか。古典の読みかえは、良く云えば古い皮袋に新しい酒をもることであるが、悪く云えば改竄でもある。

九、むすび

以上を通して、われわれは近代日本の経営理念を支える文化構造、日本資本主義のエートスとして、近世中期、すなわち宝暦〜天明期に姿をあらわして来る「国益」思想を看過することは許されないのではないかと考えざるを得ない。ある経営者が表明した経営信条も、その企業の従業員の共感を確保し、同業者の経営についての考え方に共鳴益を見出すことがなければ、経営理念たり得ないのである。資本主義の精神を究明したウエーバーが、その担い手として資本家と賃銀労働者の両者を想定したことをも思い出すことにしよう。

最後に本稿で本多利明と海保青陵をとりあげなかつた理由を簡単に述べておく。本多利明には自国産業育成の視角がとぼしく、國産物自給論はみられない。『経世秘策 後編』で「天下国家は有無を通る以、寒飢の憂なく、万民其欲る所を得るなれば、世に通船・運送・交易程最大なる国務はなきことなり」(七三頁)としていることに歴然である。また、海保青陵は、自らが江戸者であることを自認する一方、商人については主として大阪の商人を念頭ににし、領国商人のことは意識しない。したがって、たしかに本多利明と海保青陵は、宝暦〜天明期以後の論者であり、その議論には「国益」なることが間々使われるにしても、本稿がとりあげた國産物自給自足の思想の上に成立する「国益」観とは、その思想的系譜をいささか異にする思考の持主であつたと思われるからである。

注

- (1) 東畑精一訳、シユムペーター『経済分析の歴史』(一九六五年、岩波書店)七三頁。
 (2) 右同書、三頁。

- (3) 藤田貞一郎「近世後期五島藩における経済思想——藤原友衛『勸業余録』の分析——」(安藤精一先生還暦記念論文集出版会編『地方史研究の諸視角』所収、一九八二年・国書刊行会)。
- (4) 企業者史の社会的アプローチに際しての基本的命題としてウエーバーの命題をとらえる瀬岡誠『企業者史序説』(一九八〇年、実教出版)の第四章はいろいろと参考になる。
- (5) 中川敬一郎『比較経営史序説』(一九八一年、東京大学出版会) 一三七～二〇二頁。
- (6) 森川英正『日本型経営の源流』(一九七三年、東洋経済新報社)。
- (7) 大塚久雄・尻山力訳、ウエーバー『プロテスタンティズムの倫理と資本主義の精神 上巻』(一九五五年、岩波書店) 一四八～四九頁。
- (8) 右同書、七二頁。
- (9) 大塚久雄『増訂 宗教改革と近代社会』(一九五〇年、みすず書房) 八頁。
- (10) 瀬岡誠、前掲書、一〇九頁。
- (11) 川田順造『無文字社会の歴史』(一九七六年、岩波書店)。
- (12) 以下、特に注記するものを除いては、いずれも本文で前掲の拙著『近世経済思想の研究』からの要約引用である。
- (13) 藤田貞一郎「寛政期城下町商人の思想——大河内貞著『采氏弗貝』について——」(宮本又次編『商品流通の史的研究』所収、一九六七年・ミネルヴァ書房)。
- (14) 水林彪「近世の法と国制研究序説(一)」(『国家学会雑誌』九一巻一・二(合併号))。
- (15) 前掲拙稿「近世後期五島藩における経済思想」。
- (16) 藤田貞一郎「幕藩制的市场構造の崩壊」(『和歌山県史研究』三)。
- (17) 天野雅敏「紀州藩幕末期の経済思想」(安藤精一編『和歌山の研究3 近世・近代篇』所収、一九七八年、清文堂)の議論に学ぶところが大きい。なお、史料は『和歌山県史 近世史料一』(一九七七年・和歌山県) 一〇四～七一頁。
- (18) 藤田貞一郎『協教社行義草稿』の紹介——明治前期「国益」思想の一例——(『同志社商学』二二巻五・六合併号)。
- (19) 吉田久一『日本の近代社会と仏教』(一九七〇年、評論社) 五四～五八頁。
- (20) 藤田貞一郎「近代日本製紙業発達史(1)——洋紙・板紙の部——」(『同志社商学』二四巻五・六合併号)。

- (21) 長幸男編『実業の思想 現代日本思想大系11』(一九六五年・筑摩書房) 一九頁。
(22) 中川敬一郎、前掲書。
(23) 『木多利明・海保青陵 日本思想大系44』(一九七〇年・岩波書店) による。

(一九八二年八月一日)

(附記・本稿は経営史学会関西部会一九八二年度サマーンポジウム(於新阪急グランドビル)の報告原稿である)